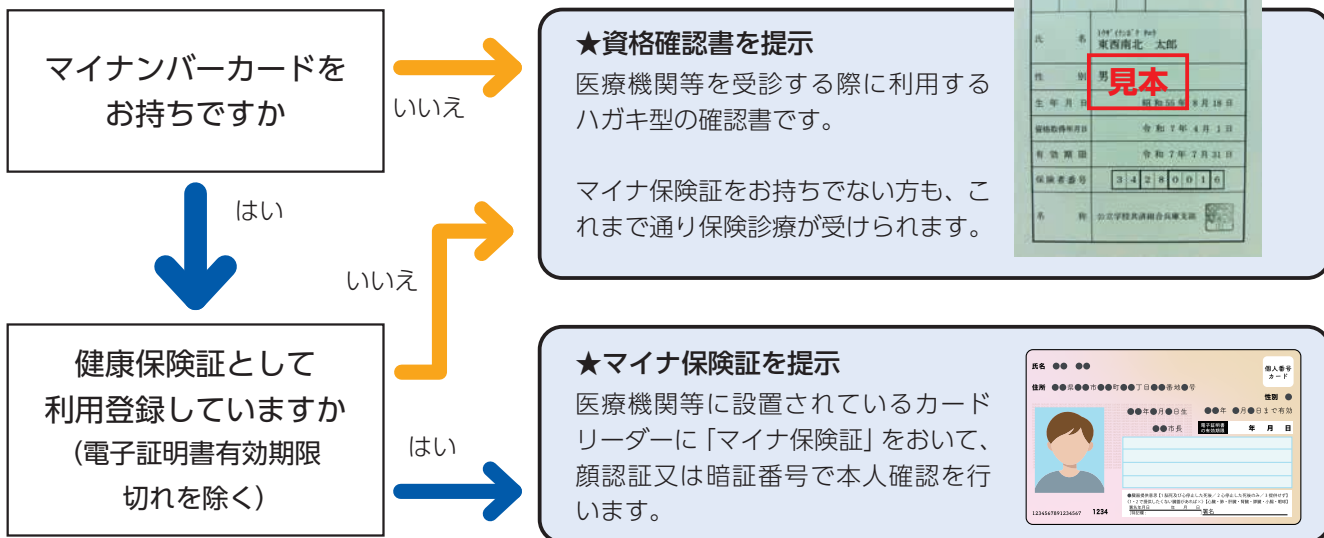


組合員証・被扶養者証が 使用できなくなります

組合員証・被扶養者証（健康保険証）をお持ちの方は、本年12月2日から現行の組合員証等が使用できなくなります。12月2日以降に医療機関を受診する際は、マイナ保険証※又は資格確認書を提示することとなります。

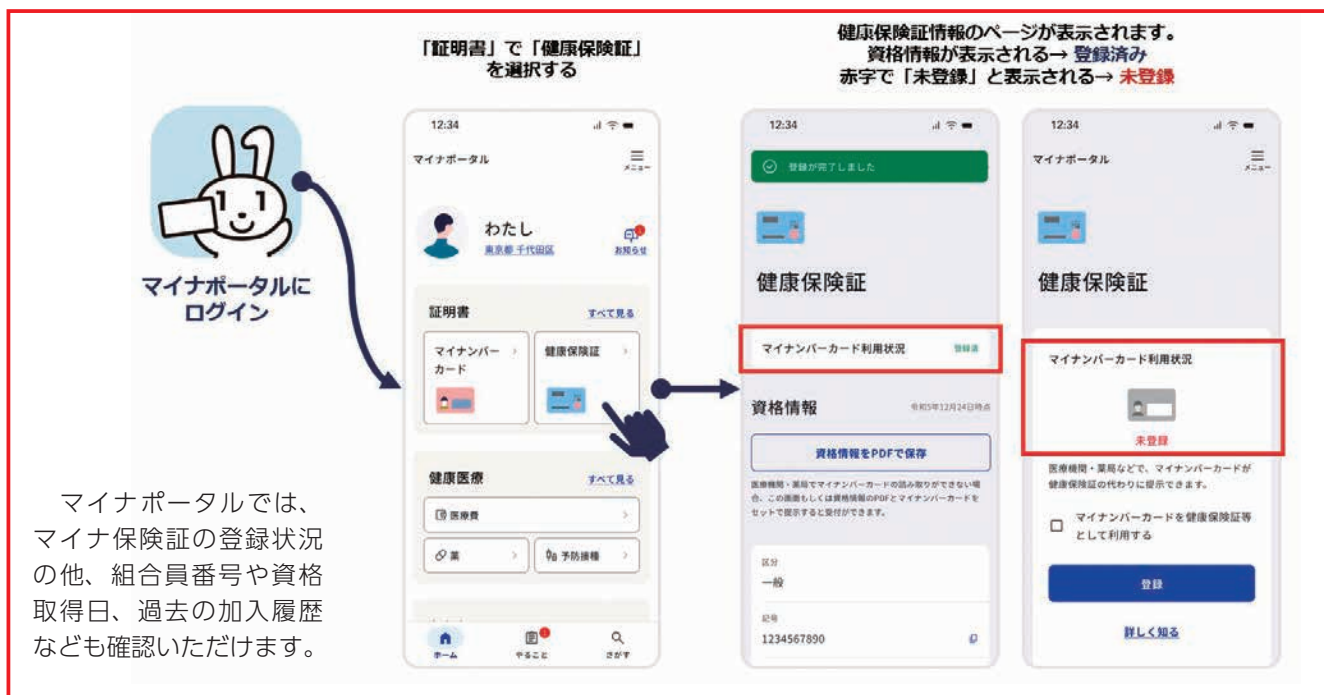
※マイナ保険証…健康保険証利用登録を行ったマイナンバーカードのこと。

●医療機関受診時に提示するもの



●マイナ保険証の登録状況を確認してみましょう！

上記フローチャートで、「資格確認書」か「マイナ保険証」のどちらか不明な方は、マイナ保険証の登録状況をご自身で確認することができます。ご自身だけでなく、被扶養者の状況も以下の方法で確認してみましょう。



現在、組合員証等をお持ちで、マイナ保険証の利用登録がまだの方には、11月下旬ごろに「資格確認書」を所属所へ送付します。申請は不要です。（ひょうご夢Life 7月号 P8 参照）登録済の方には「資格確認書」の交付はありません。マイナ保険証を提示して、医療機関を受診してください。